

第2章 多彩な担い手の育成・確保（農業経営環境の変化）

第1節 就業構造の変化

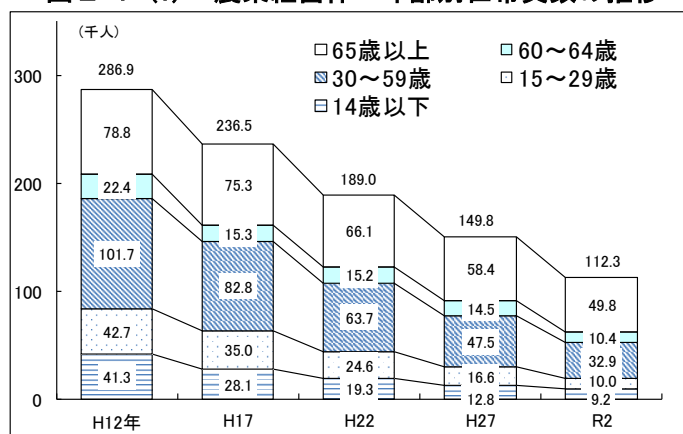
第1 農家の就業構造

（農業経営体の減少及び高齢化につづく）

本県の農業経営体は減少傾向にあり、令和2年（2020年）は平成27年（2015年）より約37,500人減少し、112,286人となった。

年齢別にみると、「30～59歳」が約14,600人減と最も減少が大きく、次いで「65歳以上」が約8,600人減となった。（図Ⅱ-1-(1)）

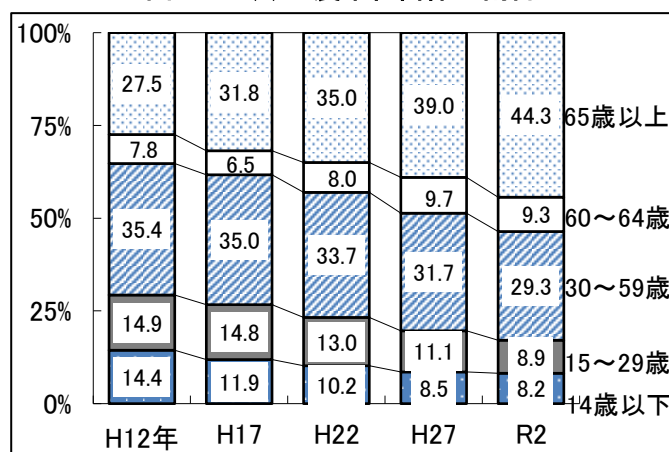
図Ⅱ-1-(1) 農業経営体 年齢別世帯員数の推移



資料) 農林水産省「農林業センサス」

農業経営体の年齢構成割合をみると、「65歳以上」の割合が増加し、60歳以上が全体の53.6%を占めた。「14歳以下」、「15～29歳」および「30～59歳」の割合は、いずれも減少しており、高齢化が鮮明になった。（図Ⅱ-1-(2)）

図Ⅱ-1-(2) 農業経営体の割合



資料) 農林水産省「農林業センサス」

農業経営体：①、②又は③のいずれかに該当する事業を行う者。

- ① 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- ② 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が基準以上の農業
- ③ 農作業の受託の事業

第2 農業労働力の動向

(農業従事者の減少、基幹的農業従事者の高齢化が進む)

農業従事者数（15歳以上の農家世帯員で過去1年間に自営農業に従事した者）は引き続き減少しており、令和2年（2020年）は平成27年（2015年）より約23,200人減少し、79,336人となった。（表Ⅱ-1-(1)）

表Ⅱ-1-(1) 農業従事者の推移

区分	単位	H12	H17	H22	H27	R2	増減(△) 年率(%)			
							H12~17	H17~22	H22~27	H27~R2
農業従事者数	千人	185.0	154.0	128.4	102.5	79.3	△ 3.6	△ 3.6	△ 4.4	△ 5.0
農業就業人口	千人	122.0	106.3	87.1	71.9	-	△ 2.7	△ 3.9	△ 3.8	-
うち男性	千人	59.0	53.4	45.3	38.8	-	△ 2.0	△ 3.2	△ 3.1	-
	女性	千人	63.0	52.9	41.8	33.1	-	△ 3.4	△ 4.6	△ 4.6

資料) 農林水産省「農林業センサス」
※農業就業人口は令和2年（2020年）よりデータの公表がない。

基幹的農業従事者（ふだんの主な状態が農業に従事していた者）については減少が続いており、平成27年（2015年）より20.5%減の51,827人となった。

一方で農業従事者のうち基幹的農業従事者の占める割合は増加傾向にあり、令和2年（2020年）は平成27年（2015年）より1.7ポイント増加し65.3%となった。

(表Ⅱ-1-(2))

表Ⅱ-1-(2) 農業従事者数の推移

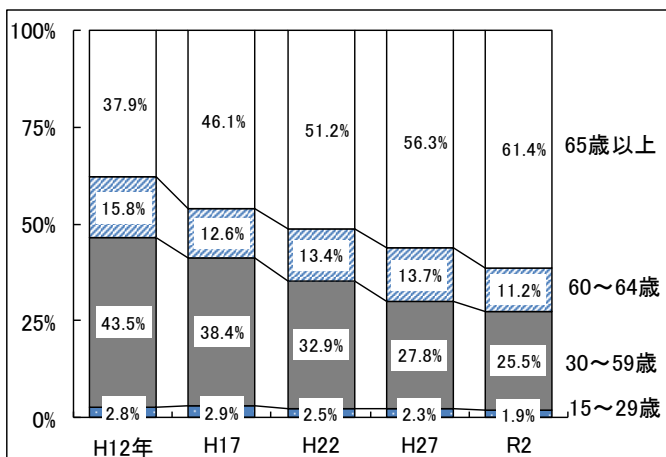
区分	単位	H12	H17	H22	H27	R2	増減(△) 年率(%)			
							H12~17	H17~22	H22~27	H27~R2
農業従事者	千人	185.0	154.0	128.4	102.5	79.3	△ 3.6	△ 3.6	△ 4.4	△ 5.0
基幹的農業従事者	千人	88.7	82.0	73.0	65.2	51.8	△ 1.6	△ 2.3	△ 2.2	△ 4.5
基幹的農業従事者割合	%	47.9	53.2	56.9	63.6	65.3	2.1	1.4	2.3	0.5
うち男性	千人	47.4	44.7	41.0	37.2	30.4	△ 1.2	△ 1.7	△ 1.9	△ 4.0
うち女性	千人	41.3	37.3	32.0	28.0	21.4	△ 2.0	△ 3.0	△ 2.6	△ 5.2
15~29歳	千人	2.5	2.4	1.8	1.5	1.0	△ 0.8	△ 5.6	△ 3.6	△ 7.8
30~59歳	千人	38.6	31.5	24.0	18.1	13.2	△ 4.0	△ 5.3	△ 5.5	△ 6.1
60~64歳	千人	14.0	10.3	9.8	8.9	5.8	△ 6.0	△ 1.0	△ 1.9	△ 8.2
65歳以上	千人	33.6	37.8	37.4	36.7	31.8	2.4	△ 0.2	△ 0.4	△ 2.8

資料) 農林水産省「農林業センサス」

図Ⅱ-1-(3) 年齢別の基幹的農業従事者割合の推移

年齢別では、65歳以上の層が全体の6割以上を占め、人数は31,780人となった。

(図Ⅱ-1-(3))



資料) 農林水産省「農林業センサス」

第3 認定農業者の動向

(認定農業者数は減少傾向)

地域農業を担う認定農業者の認定状況をみると、令和2年度末(2020年度末)で10,334経営体が認定されている。

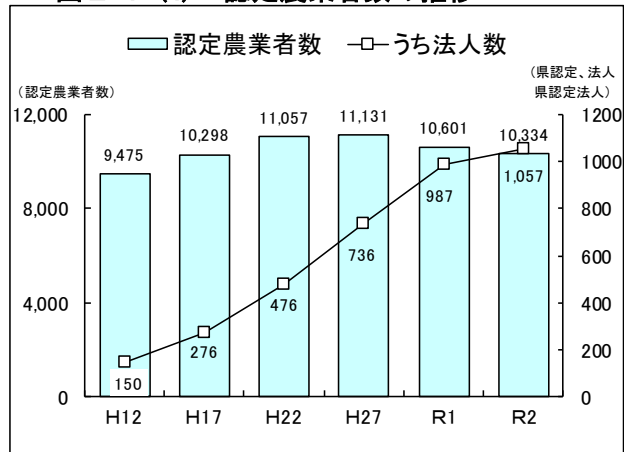
平成29年度(2017年度)以降は、減少傾向が続いている。

なお、認定農業者に占める法人経営体数は、令和2年度末(2020年度末)で1,057経営体(10.2%)となっており、毎年増加している。(図Ⅱ-1-(4))

認定農業者数を地域別でみると、

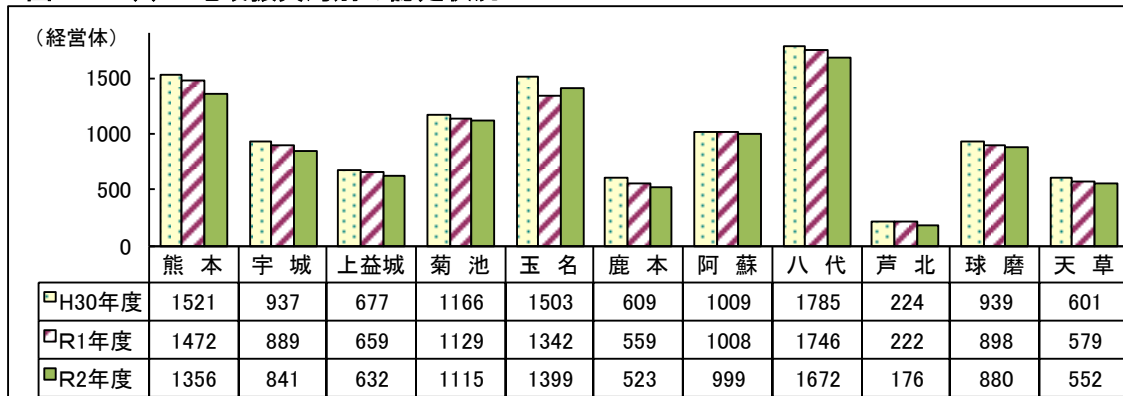
令和2年度末(2020年度末)において熊本、菊池、玉名、八代の4地域が1,000経営体を超えている。(図Ⅱ-1-(5))

図Ⅱ-1-(4) 認定農業者数の推移



資料) 県農林水産部調べ(データは年度末の数値)

図Ⅱ-1-(5) 地域振興局別の認定状況

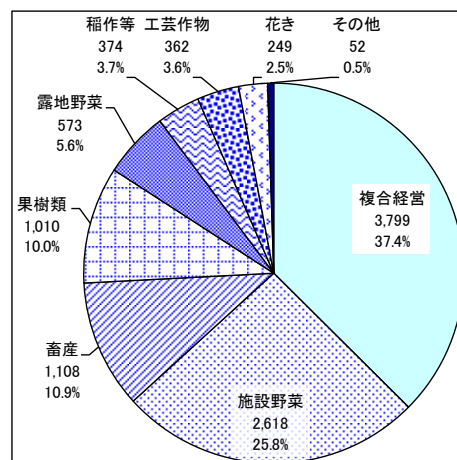


資料) 県農林水産部調べ(データは年度末の数値)

注) 市町村認定分のみで県・国認定は含まない

また、令和2年度末(2020年度末)の認定農業者の主な経営類型は、多い順に、複合経営3,799経営体(37.4%)、施設野菜2,618経営体(25.8%)、畜産1,108経営体(10.9%)、果樹類1,010経営体(10.0%)、露地野菜573経営体(5.6%)となっている。(図Ⅱ-1-(6))

図Ⅱ-1-(6) 営農類型別の認定状況



資料) 県農林水産部調べ(データは年度末の数値)

注) 市町村認定分のみで県・国認定は含まない

第4 農業法人の動向

(農業法人数はやや増加)

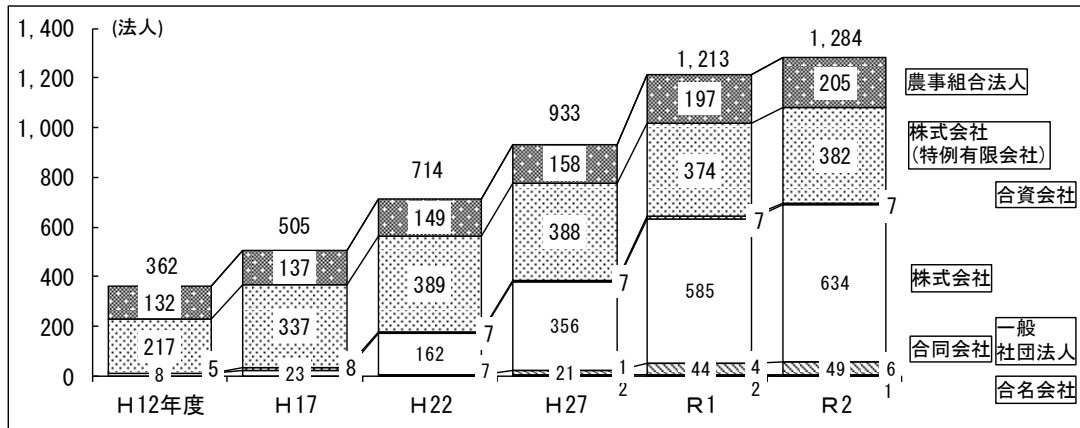
農業経営の法人化は、経営の多角化や安定化を図る有効な手段であることから、県は、法人化推進に取り組んできた。令和2年度末(2020年度末)の農業法人数は、前年度から71法人増加し、1,284法人となった。農地の所有権の取得が可能な農地所有適格法人は、平成30年度末(2018年度)で543法人となっている。

(図Ⅱ-1-(7) (8))

農業法人を形態別にみると、株式会社が634法人(49.4%)と最も多く、次いで株式会社(特例有限会社)382法人(29.8%)、農事組合法人205法人(15.9%)となっている。

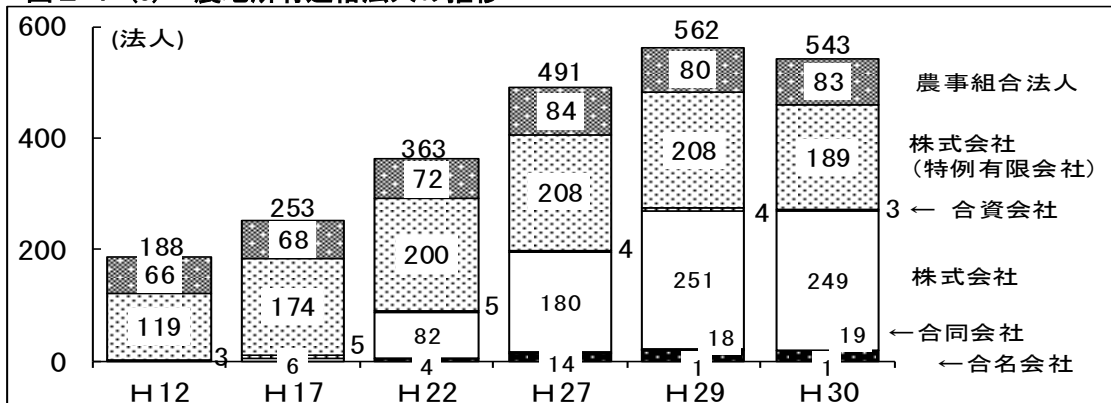
平成13年(2001年)の農地法の一部改正により、農業生産法人の構成員要件が緩和され、株式会社形態の農業生産法人への出資が可能となったことや、平成18年(2006年)施行の新会社法により有限会社の新設が出来なくなったことから、株式会社形態の農業法人が増加している。また、平成28年(2016年)の農地法改正により、農業生産法人の呼称が農地所有適格法人に改められ、要件も緩和されている。

図Ⅱ-1-(7) 農業法人の推移



資料) 県農林水産部調べ(データは年度末の数値)

図Ⅱ-1-(8) 農地所有適格法人の推移



資料) 農林水産省経営局調べ R1年以降データ非公開

注) 農地所有適格法人: 農業法人のうち農業経営を行うために所有権も含めた農地の権利を取得できる法人

第5 地域営農組織の動向

(地域営農組織数は法人がかなりの程度増加)

本県の土地利用型農業は、生産コストの低減や効率的な土地利用を図るため、地域の実状に応じた生産組織づくりが進められている。

地域営農組織数の推移をみると、令和2年度末（2020年度末）で386組織となり、前年度よりやや増加している。

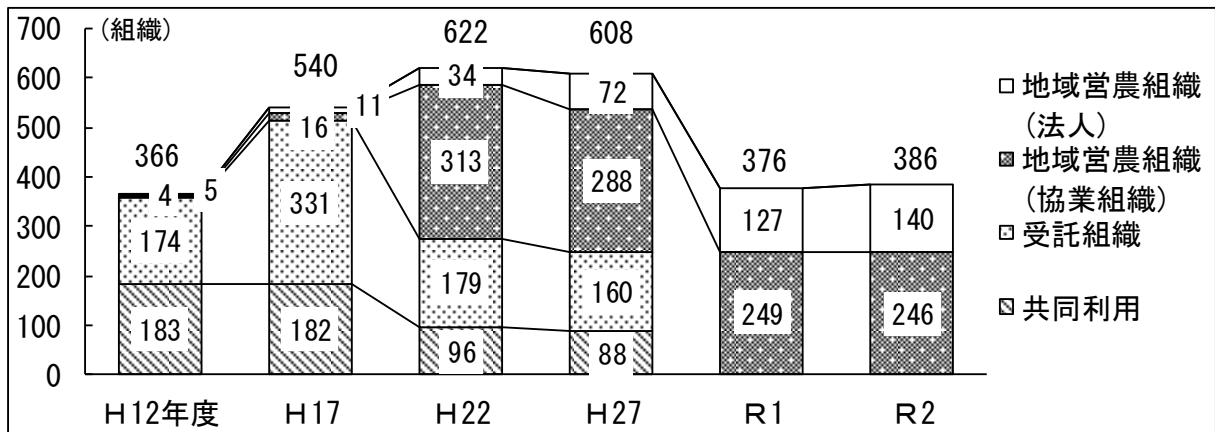
形態別では、協業組織が246組織となる一方、法人は140組織とかなりの程度増加している。

(図Ⅱ-1-(9))

また、地域別では、阿蘇地域が82組織で最も多く、次いで菊池地域65組織、球磨地域62組織の順となっている。

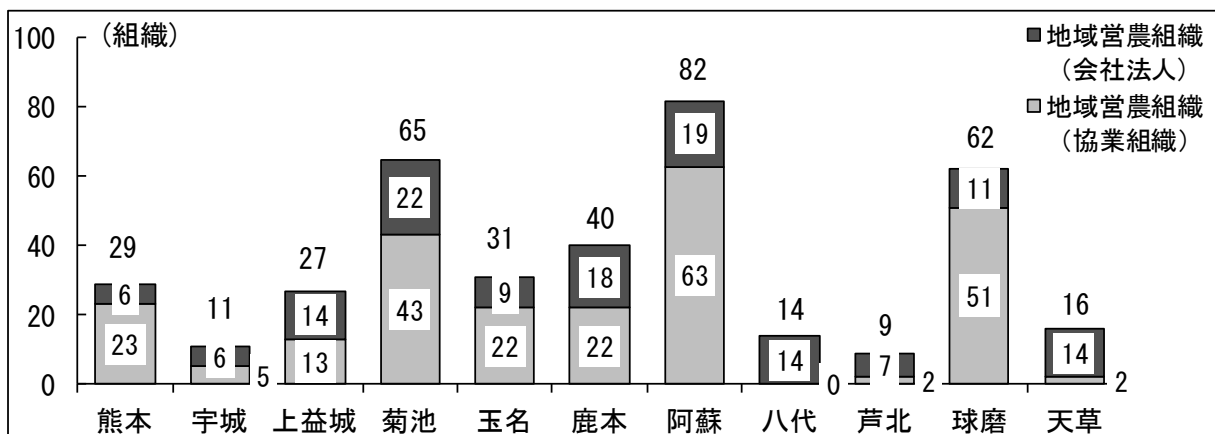
(図Ⅱ-1-(10))

図Ⅱ-1-(9) 地域営農組織数の推移



資料) 県農林水産部調べ (データは年度末の数値)
H30年度調査から共同利用組織及び受託組織は除外

図Ⅱ-1-(10) 地域別地域営農組織数



資料) 県農林水産部調べ (データは令和2年度末の数値)

第6 企業等の農業参入の動向

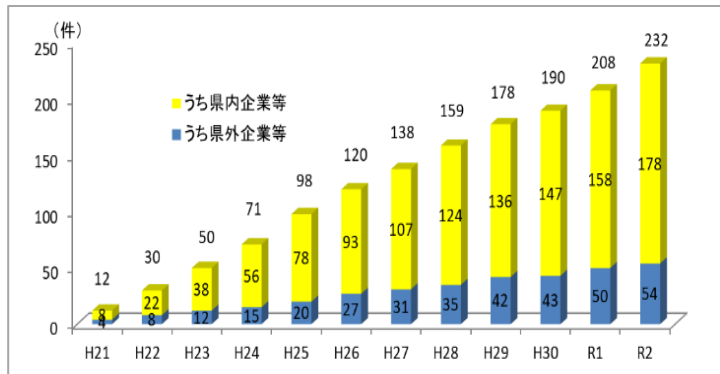
(企業等の農業参入進む)

企業等の農業参入については、平成21年(2009年)の改正農地法の施行により、企業等の農業参入が容易になったことから、県内各地で企業等の農業参入が増加している。

参入状況としては、平成21年度(2009年度)から令和2年度(2020年度)までの12年間で合計232件となった。

(図Ⅱ-1-(11))

図Ⅱ-1-(11) 企業等参入件数

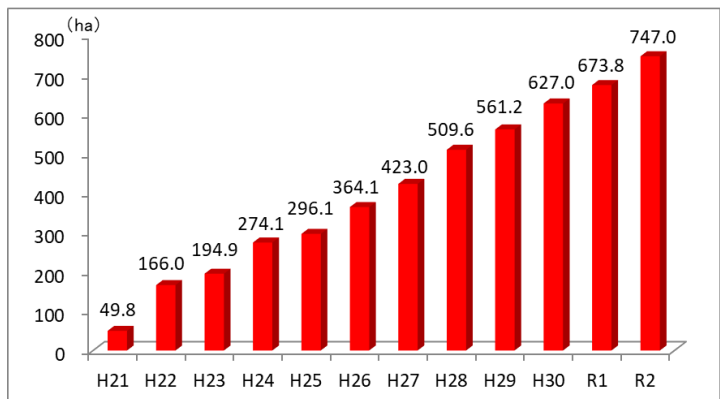


資料) 県農林水産部調べ

営農面積は、747haとなり、地域農業において新たな担い手としての役割を果たしている。

(図Ⅱ-1-(12))

図Ⅱ-1-(12) 営農面積の推移

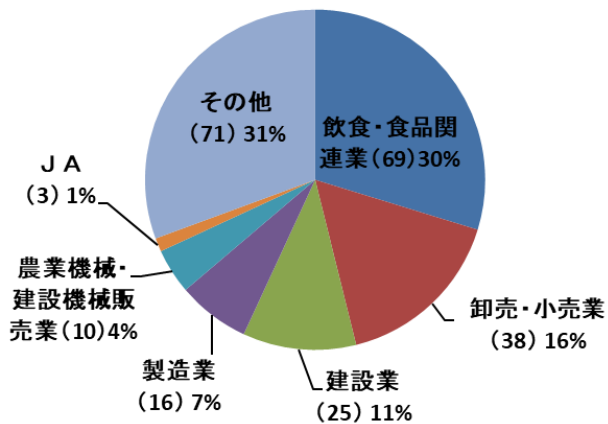


資料) 県農林水産部調べ

業種別では飲食・食品関連業が最も多く、また、原料の調達や販売を行うほか、加工施設の設置など6次産業化を展開する企業が見られる。

(図Ⅱ-1-(13))

図Ⅱ-1-(13) 業種別内訳



資料) 県農林水産部調べ

第7 農業後継者の確保状況

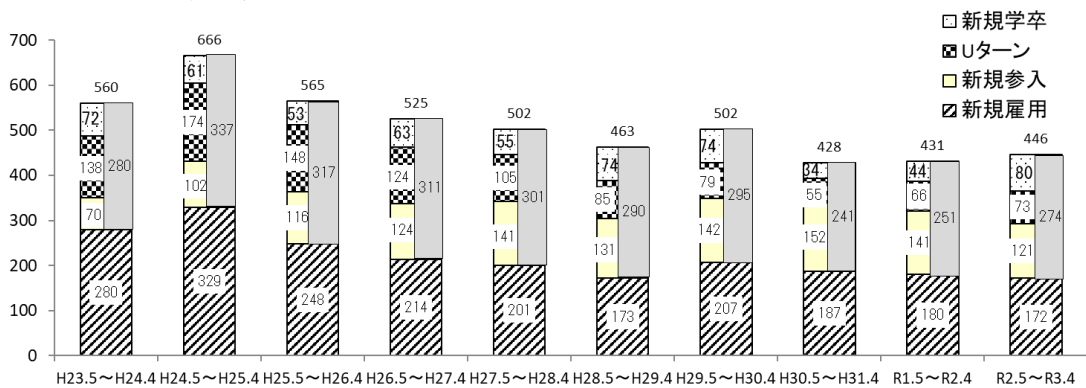
(新規就農者はやや増加)

令和2年(2020年)5月～令和3年(2021年)4月(令和3年度調査)の新規就農者数は、446人となり、前期より15人増加している。

新規就農者の内訳をみると、新規学卒就農者が前期より36人増の80人、Uターン就農者が7人増の73人、農外からの新規参加者は20人減の121人となっている。

また、農業法人への就職就農や農業参入企業に雇用された新規雇用就職就農者数は、前期から8人減の172人となっている。(図Ⅱ-1-(14))

図Ⅱ-1-(14) 新規就農者数の推移



(資料) 県農林水産部、県農業会議「青年農業者実態補充調査」

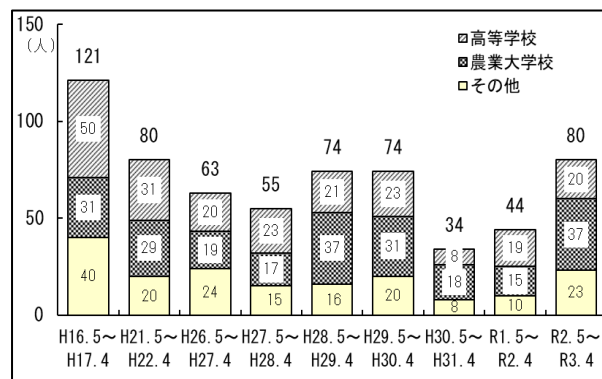
新規学卒就農者数の内訳をみると、高校卒が20人、県立農業大学校卒が37人で、あわせて全体の71%を占めている。

(図Ⅱ-1-(15))

高校卒就農者数の内訳をみると、農林関係高校卒業者は、8人で40%となっている。

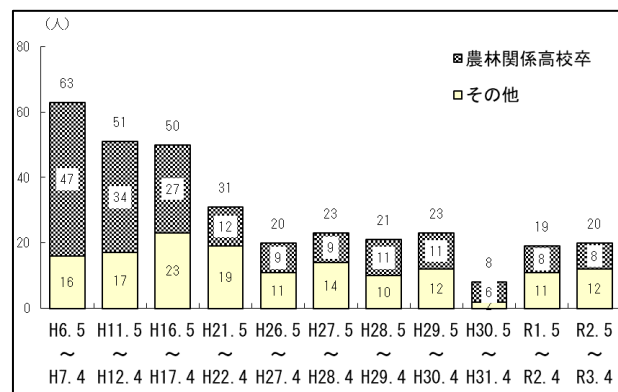
(図Ⅱ-1-(16))

図Ⅱ-1-(15) 新規学卒就農者数の推移



(資料) 県農林水産部、県農業会議「青年農業者実態補充調査」

図Ⅱ-1-(16) 高校卒就農者数の推移



(資料) 県農林水産部、県農業会議「青年農業者実態補充調査」

(青年農業者数はやや増加)

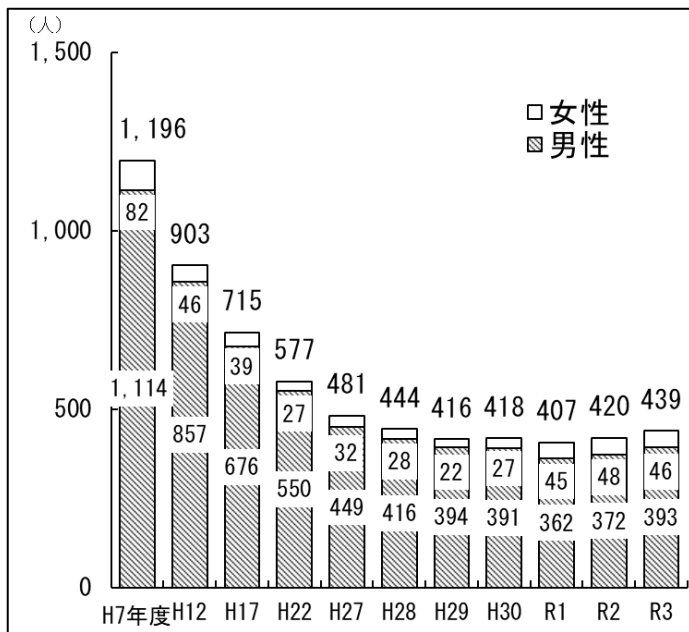
25歳以下の青年農業者数は、令和3年度（2021年）は前年度より19人増加し、439人（男393人、女46人）となっている。

(図Ⅱ-1-(17))

地域別には、八代地域が102人（23.2%）と最も多く、次いで菊池地域69人（15.7%）、熊本地域60人（13.7%）となっており、この3地域で全体の52.6%を占め、他の地域に比べ多くの青年農業者が確保されている。

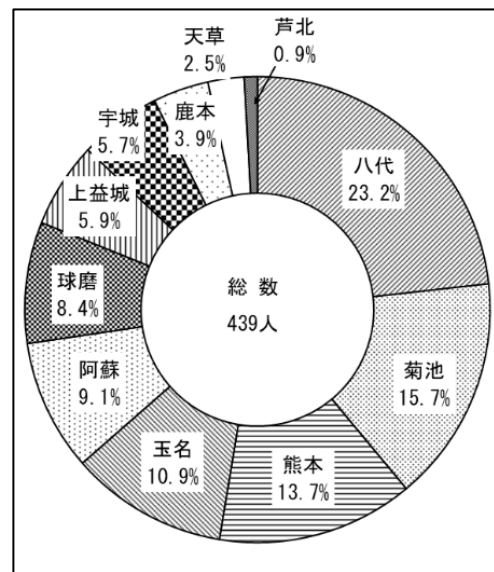
(図Ⅱ-1-(18))

図Ⅱ-1-(17) 青年農業者の推移



(資料) 県農林水産部、県農業会議「青年農業者実態補完調査」

図Ⅱ-1-(18) 地域別青年農業者数



(資料) 県農林水産部、県農業会議「青年農業者実態補完調査」

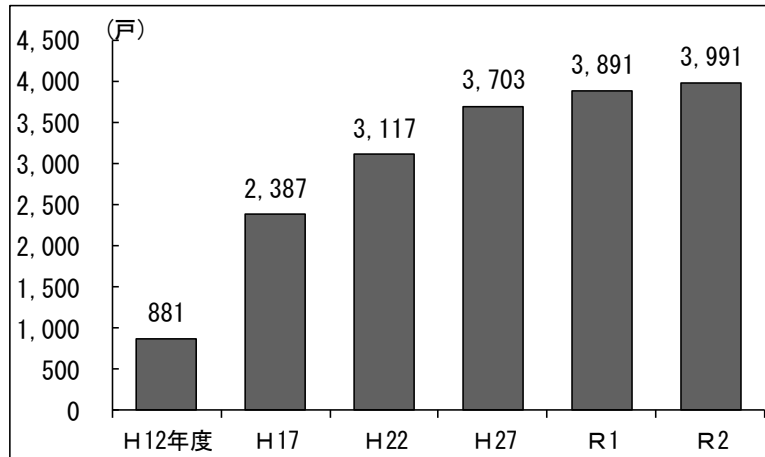
第8 女性の経営参画と社会参画の状況

(家族経営協定締結農家数は
わずかに増加)

家族経営協定は、女性の経営参画や就業環境の整備など、家族農業経営の発展を図ることを目的として推進してきた。令和2年度末(2020年度)で3,991戸の農家が協定を締結しており、前年に比べ100戸増加している。

(図Ⅱ-1-(19))

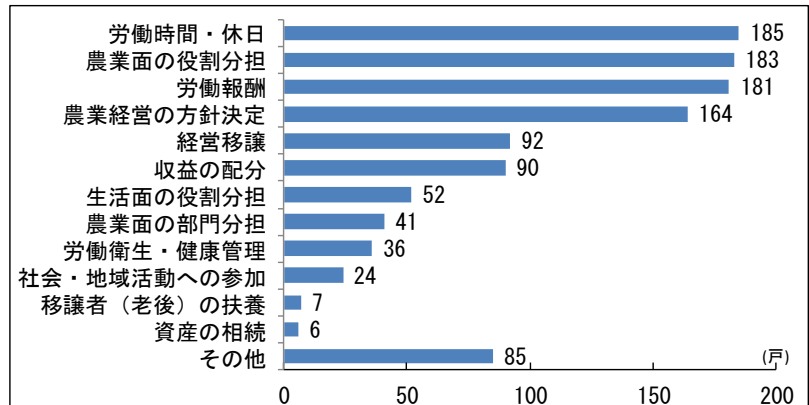
図Ⅱ-1-(19) 家族経営協定締結農家数の推移



資料) 県農林水産部調べ(データは年度末の数値)

また、令和2年度末(2020年度)に新たに家族経営協定を締結・再締結した取り決めの内容は、「労働時間・休日」、「農業面の役割分担」、「労働報酬」、「農業経営の方針決定」、「経営移譲」の順となっている。(図Ⅱ-1-(20))

図Ⅱ-1-(20) 家族経営協定の取り決め内容



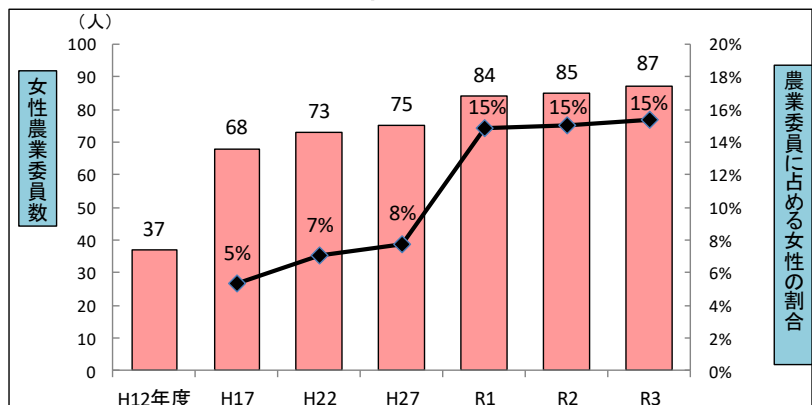
資料) 県農林水産部調べ

(農業委員に占める女性の
割合は横ばい)

令和3年度(2021年度)の女性農業委員数は、前年度より2人増加し、87人となっている。

また、農業委員に占める女性の割合は、15%で前年度と同様であった。(図Ⅱ-1-(21))

図Ⅱ-1-(21) 女性農業委員数と農業委員に占める女性の割合の推移



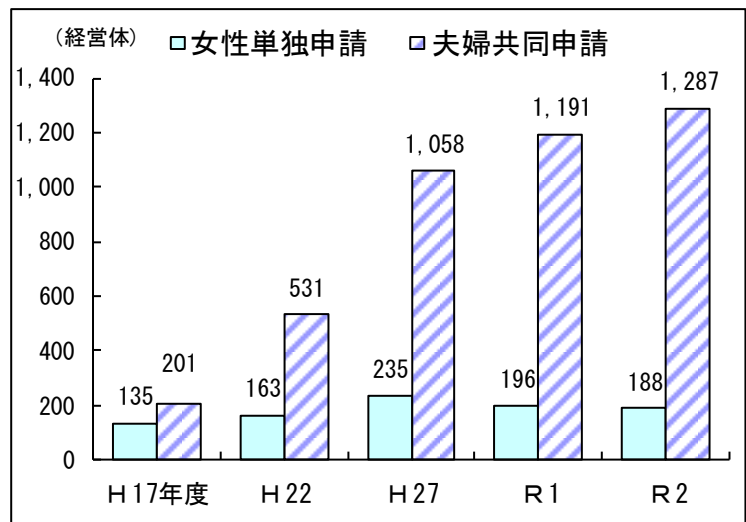
資料) 県農業会議調べ(9月1日現在)

(女性認定農業者数はやや減少、夫婦共同申請数はかなり増加)

女性の認定農業者数をみると、女性単独申請数が令和2年度(2020年度)で188経営体となっており、前年度に比べ8経営体減少している。

夫婦による共同申請数は、増加傾向にあり、令和2年度(2020年度)は1287経営体で前年度比96経営体とかなり増加した。(図Ⅱ-1-(22))

図Ⅱ-1-(22) 認定農業者制度における女性の単独申請及び夫婦共同申請数の推移



資料) 県農林水産部調べ(データは年度末の数値)

注) 令和2年度以降の値は、市町村認定と県認定の合計値

第9 農業分野における外国人材雇用状況

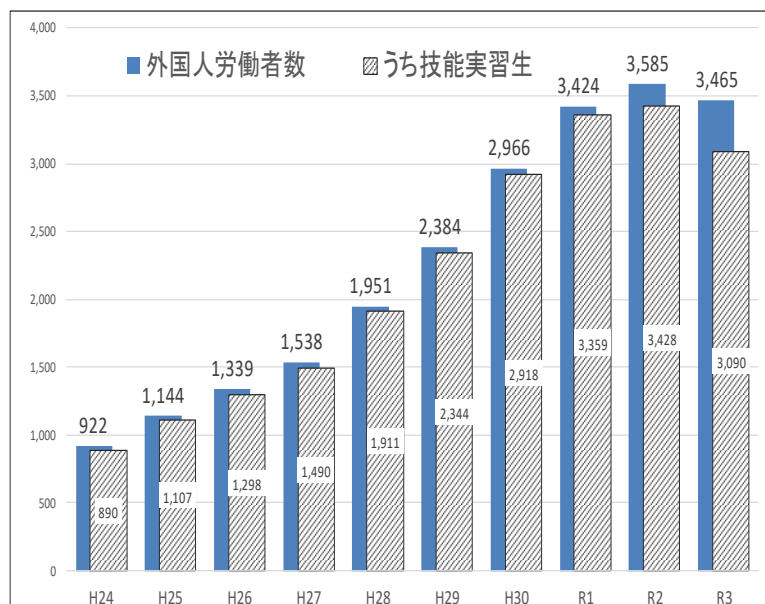
(外国人労働者はやや減少)

農業・林業分野での外国人労働者数は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う水際対策強化により外国人の入国が制限されたことから、令和3年(2021年)10月末現在で3,465人となり、前年に比べ120人減少している。なお、このうち約89%にあたる3,090人は、技能実習生が占めている。

(図Ⅱ-1-(23))

また、令和元年(2019年)4月から創設された「特定技能」の農業分野において、令和3年(2021年)12月末時点で551人の受入れがなされている。

図Ⅱ-1-(23) 農業・林業分野の外国人労働者数



資料) 熊本労働局「外国人雇用状況」の届出状況集計結果

(毎年10月末の数値)

第2節 経営構造の変化

第1 農家の動向

（引き続き販売農家の減少進む）

農家数の動向をみると、総農家数は後継者の減少や高齢化の進展により減少傾向にあり、令和2年（2020年）は平成27年（2015年）より約10,500戸（18.1%）減少し、47,879戸となった。

内訳を見ると、販売農家は一貫して減少傾向にあり、令和2年（2020年）の販売農家数は平成27年（2015年）より約7,600戸（19.0%）減少し32,529戸、自給的農家は増加傾向にあったが、令和2年（2020年）は約3,000戸（16.2%）減少し、15,350戸となった。（図Ⅱ-2-(1)）

販売農家を専業別分類でみると、平成27年（2015年）の専業農家は平成22年（2010年）より約700戸（3.9%）減少し16,927戸となり、兼業農家は平成22年（2010年）より約5,700戸（19.7%）減少し23,176戸となった。兼業農家の内訳を見ると、第1種兼業は約1,500戸（19.3%）減、第2種兼業は約4,200戸（19.8%）減となった。

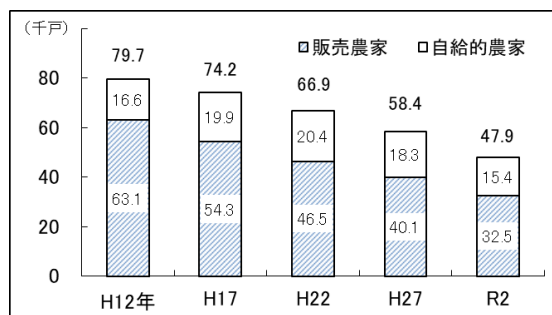
また、販売農家における構成割合は、専業農家と第2種兼業農家がともに42%を占め、第1種兼業農家は16%となった。

（図Ⅱ-2-(2)）

販売農家戸数を経営耕地面積規模別にみると、令和2年（2020年）は平成27年（2015年）より5.0ha以上の農家層がわずかに増加した。

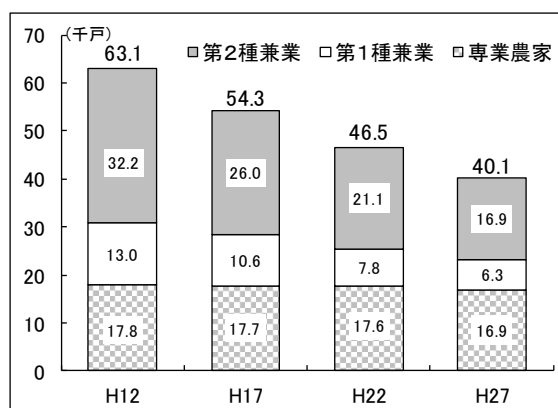
構成割合を見ると、1.0ha未満の農家が44.2%を占める一方、3.0ha以上の農家は、全体の16.7%となっており、依然として小規模経営の割合が高かった。（図Ⅱ-2-(3)）

図Ⅱ-2-(1) 農家数の推移



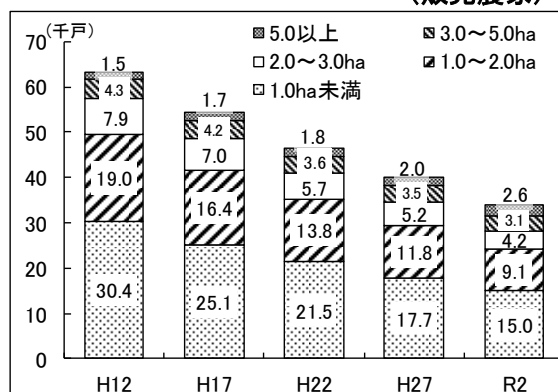
資料) 農林水産省「農林業センサス」

図Ⅱ-2-(2) 専業別販売農家戸数の推移



資料) 農林水産省「農林業センサス」
（令和2年以降公表なし）

図Ⅱ-2-(3) 経営耕地規模別農家戸数の推移
（販売農家）



資料) 農林水産省「農林業センサス」

第2 経営組織

（単一経営農家が約8割を占める）

販売農家を農業経営組織（営農形態）別にみると、単一経営農家（主位部門の総販売額が80%以上の農家）は、令和2年（2020年）は24,413戸と全体の約8割を占めている。

部門別にみると、兼業農家のウエイトが比較的高い稲作単一経営が10,706戸と最も多く、次いで果樹単一経営4,369戸となった。

複合経営農家については、減少傾向にあり、土地利用率の低下と重ね合わせると、単作化が進んでいることが考えられる。（表Ⅱ-2-(1)）

表Ⅱ-2-(1) 経営組織別農家戸数の推移（販売農家）

区分	単位	H12年	17	22	27	R2	増減(△)年率(%)			
							12~17	17~22	22~27	27~R2
販売のあった農家数	千戸	58.4	48.1	42.3	36.9	31.5	△ 3.8	△ 2.5	△ 2.7	△ 3.1
単一経営農家	千戸	40.3	33.6	30.2	27.2	24.4	△ 3.6	△ 2.1	△ 2.1	△ 2.1
稲作	千戸	21.4	16.6	14.7	12.4	10.7	△ 5.0	△ 2.4	△ 3.3	△ 2.9
工芸作物	千戸	1.8	1.3	1.0	0.7	0.5	△ 6.3	△ 5.1	△ 6.9	△ 6.5
施設野菜	千戸	5.0	5.0	4.5	4.3	3.9	△ 0.1	△ 2.0	△ 0.9	△ 1.9
露地野菜	千戸	1.4	1.3	1.6	1.5	1.5	△ 1.0	3.8	△ 1.3	0.0
花き・花木	千戸	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	△ 2.1	△ 2.3	△ 2.6	△ 3.0
果樹類	千戸	6.5	5.5	4.9	4.7	4.4	△ 3.3	△ 2.3	△ 0.8	△ 1.3
畜産	千戸	2.1	2.1	1.9	1.8	1.8	0.0	△ 2.0	△ 1.1	0.0
養蚕	千戸	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	千戸	—	0.3	—	1.1	1.0	—	—	—	—
複合経営農家	千戸	18.1	14.5	12.2	9.7	7.1	△ 4.3	△ 3.4	△ 4.5	△ 6.0
準単一経営農家	千戸	14.5	11.1	9.3	7.4	—	△ 5.2	△ 3.5	△ 4.5	—

資料) 農林水産省「農林業センサス」

注) 単一経営農家とは農産物の販売収入1位の部門の販売額が総販売額の80%以上を占めるものをいう。

複合経営農家とは、同割合が80%未満であるものをいう。

準単一複合経営農家とは複合経営農家のうち、同割合が60~80%を占めるものをいう。

第3節 主業農家の動向

第1 主業農家の動向

(引き続き主業農家の減少進む)

本県の主業農家（農業所得が主で65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家）数は、令和2年（2020年）で10,812戸となっており、北海道・青森に次ぐ戸数となっているが、農業従事者の高齢化により、平成27年度（2015年）に比べて21.9%（3,024戸）減少した。（図Ⅱ-3-(1)）

第2 主業農家の農家経済

(主業農家の所得はやや減少)

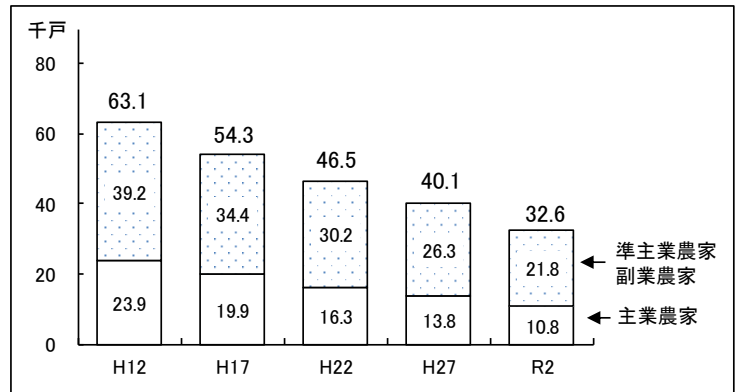
主業農家の農家所得を見ると、平成30年（2018年）は696万円となっており、前年からやや減少している。

内訳を見ると、農業所得は656万円、農外所得は40万円となっており、農業所得が農家所得全体の94.3%を占めている。（図Ⅱ-3-(2)）

また、農業粗収益は2,109万円、そのうち、農業経営費が1,453万円、農業所得が656万円となっている。

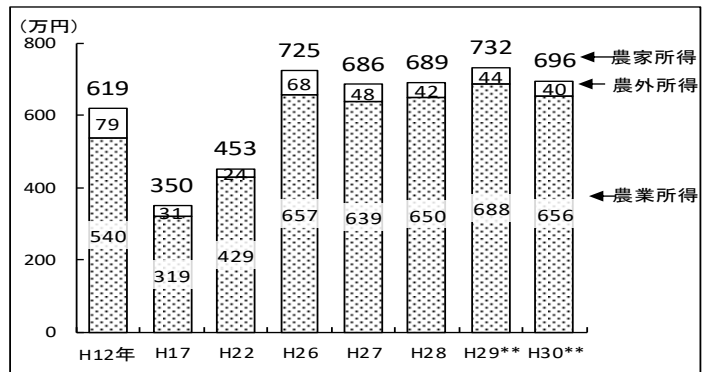
農業所得率については、31.1%となっており、かなり低下している。（図Ⅱ-3-(3)）

図Ⅱ-3-(1) 主業農家戸数(販売農家)の推移



資料) 農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

図Ⅱ-3-(2) 主業農家の農業所得の推移

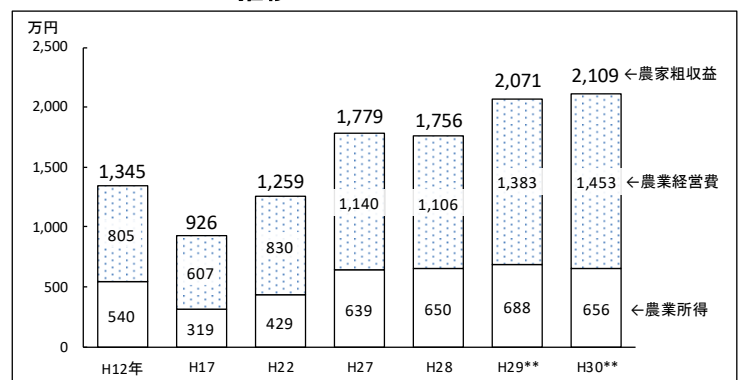


資料) 農林水産省「農業経営統計調査」

注) 平成16年に調査の体系見直しあり、農業収支は農家全体を計上するものの、農業以外については農業経営に関与する世帯員（就学者を除く該当農業従事日数60日以上の方が関わる収支（年金等、租税公課含む）のみを計上した結果となっているため、累年のデータ参照は不可。

※平成29年以降は九州平均値（調査の見直しにより、県別データは公表されなくなった。）

図Ⅱ-3-(3) 主業農家の農業粗収益（1戸当たり）の推移



資料) 農林水産省「農業経営統計調査」

※平成29年以降は九州平均値（調査の見直しにより、県別データは公表されなくなった。）

更に、主業農家の農業粗収益を部門ごとに比較すると、畜産収入が最も多く、次いで野菜、果樹、稲作の順となっている。

(表Ⅱ-3-(1))

なお、主業農家の稲作収入の割合は6.4%と販売農家の10.6%に比べて低く、主業農家においては稲作の比重が低いことがわかる。(表Ⅱ-3-(1))

表Ⅱ-3-(1) 部門別農業経営の動向

単位：千円、%

区 分	主業農家(A)	販売農家(B)	割合(A/B)
農業所得(①-②)	6,560	2,344	279.9%
農業粗収益 ①	21,086	8,723	241.7%
うち 稲作収入	1,354	922	146.9%
野菜収入	5,066	1,885	268.8%
果樹収入	2,019	786	256.9%
畜産収入	8,256	3,153	261.8%
その他収入	4,391	1,977	222.1%
農業経営費 ②	14,526	6,379	227.7%
農外所得 ③	404	1,471	27.5%
農家所得(①-②+③)	6,964	3,815	182.5%
家計費(推計値)	-	-	-

資料) 農林水産省「農業経営統計調査」
※平成30年の九州平均値

(主業農家の農業所得は販売農家を大きく上回る)

主業農家と販売農家の所得水準を比較すると、平成30年(2018年)の農業所得及び農家所得ともに主業農家が販売農家を上回っており、主業農家の農業所得は販売農家の約2.8倍となっている。

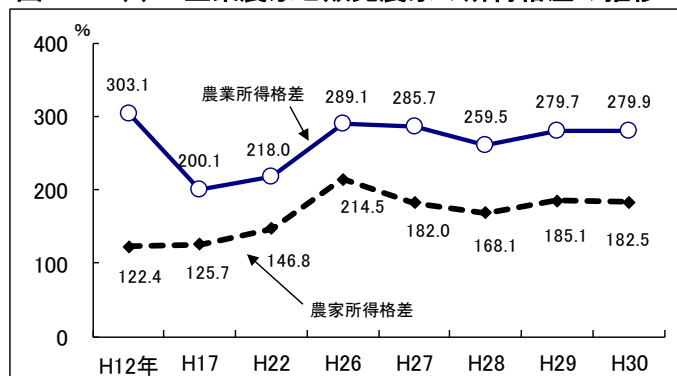
一方で、農外所得は販売農家が大きく上回っている。

なお、主業農家の農業依存度(農家所得に占める農業所得の割合)は、平成17年(2005年)以降、90%台で推移している。

平成28年(2016年)の家計費充足率(家計費に占める農業所得の割合)については、前年の113.1%から7.4ポイント増加し、120.5%となっている。

(表Ⅱ-3-(1)、図Ⅱ-3-(4)、(5))

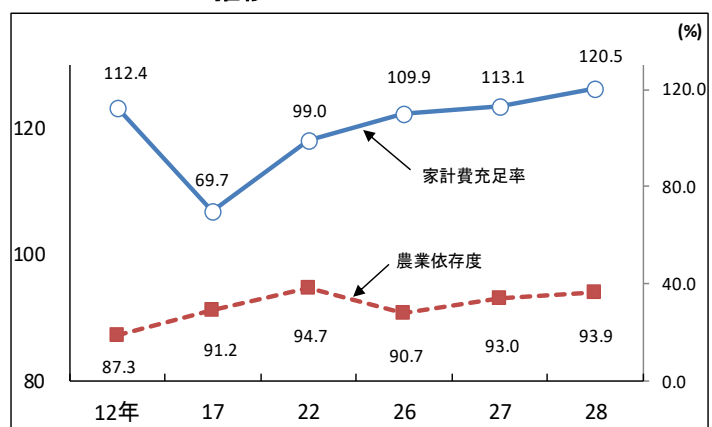
図Ⅱ-3-(4) 主業農家と販売農家の所得格差の推移



資料) 農林水産省「農業経営統計調査」

※平成29年以降は九州平均値(県別データは公表されなかった。)

図Ⅱ-3-(5) 主業農家の農業依存度と家計費充足率の推移



資料) 農林水産省「農業経営統計調査」(平成29年から非公表)

注) 家計費充足率=農業所得÷家計費

農業依存度=農業所得÷農家所得

第4節 耕地及び地価の動向

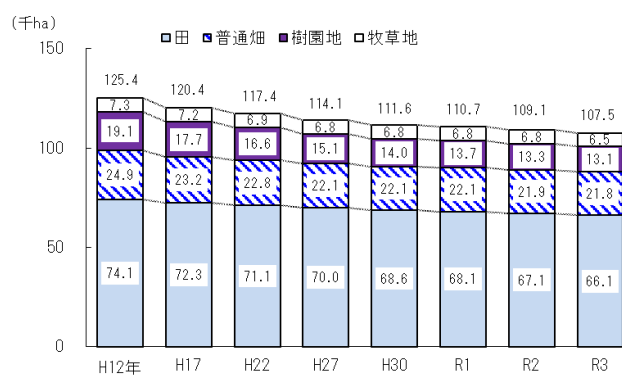
図Ⅱ-4-(1) 耕地面積の推移

第1 耕地面積の動向

(耕地面積減少は緩やか)

令和3年(2021年)の耕地面積は107.5千haで、前年に比べ、1.6千haの減少となった。田は66.1千haで、前年に比べ1千ha減少し、畑(樹園地及び牧草地含む)は41.4千haで、前年に比べ、600ha減少した。

(図Ⅱ-4-(1)、巻末表Ⅱ-4-(3)(4))



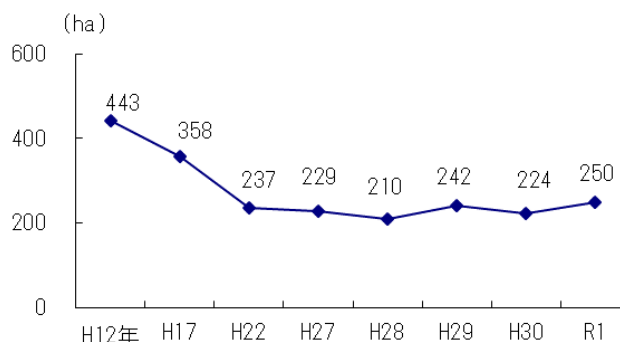
資料) 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

次に、農地転用面積の推移についてみると、平成12年(2000年)との比較では転用面積が大幅に減少している。令和元年(2019年)は前年度に比べ約26ha増加し、250haとなった。

(図Ⅱ-4-(2))

図Ⅱ-4-(2) 農地転用面積の推移



資料) 県農林水産部「農地権利移動・借賃等調査」

第2 農地移動の動向

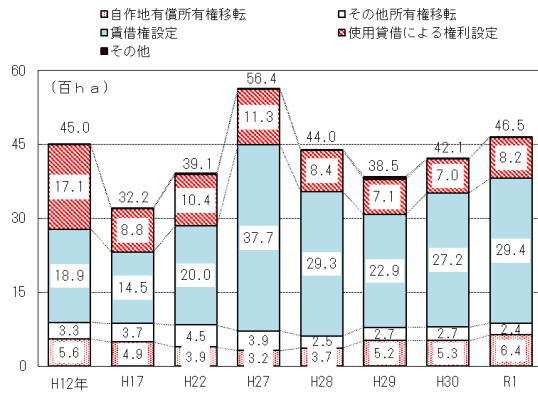
(農地の権利移動面積は、前年比で減少)

耕作目的の農地の権利移動の動向を見ると、農地法及び農業経営基盤強化促進法(以下「基盤強化法」)による権利移動の総面積は、前年から約400ha増の約4,600haとなった。(図Ⅱ-4-(3))

そのうち、基盤強化法による権利移動が3,679haと、約79%が基盤強化法による権利移動となっている。(図Ⅱ-4-(4))

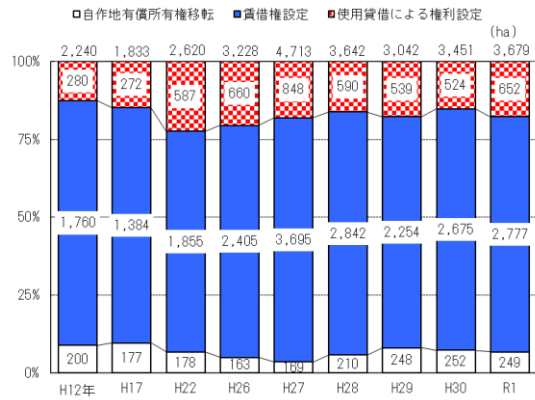
また、基盤強化法によるもののうち、権利の種類で見てみると、賃借権設定及び使用貸借による権利設定が全体の約93%を占めている。(図Ⅱ-4-(4))

図Ⅱ-4-(3) 耕作目的農地の権利移動の推移



資料) 県農林水産部「農地権利移動・借賃等調査」

図Ⅱ-4-(4) 農業経営基盤強化促進法に係る権利移動

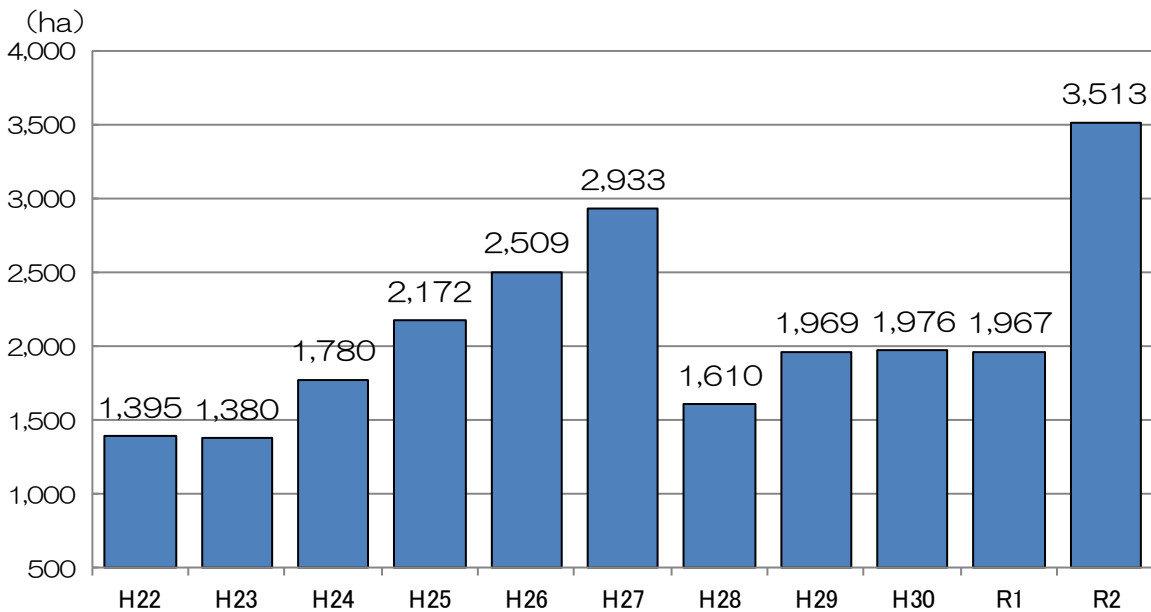


資料) 県農林水産部「農地権利移動・借賃等調査」

(農地の集積面積は大幅に増加)

耕作を目的とした農地の売買や利用権設定による賃借等の新たに発生した権利移動(農地集積)は、令和2年度(2020年度)は3,513haとなり、平成24年度(2012年度)から令和2年度(2020年度)の9カ年累計は20,429haとなった。(図Ⅱ-4-(5))

図Ⅱ-4-(5) 農地集積の状況



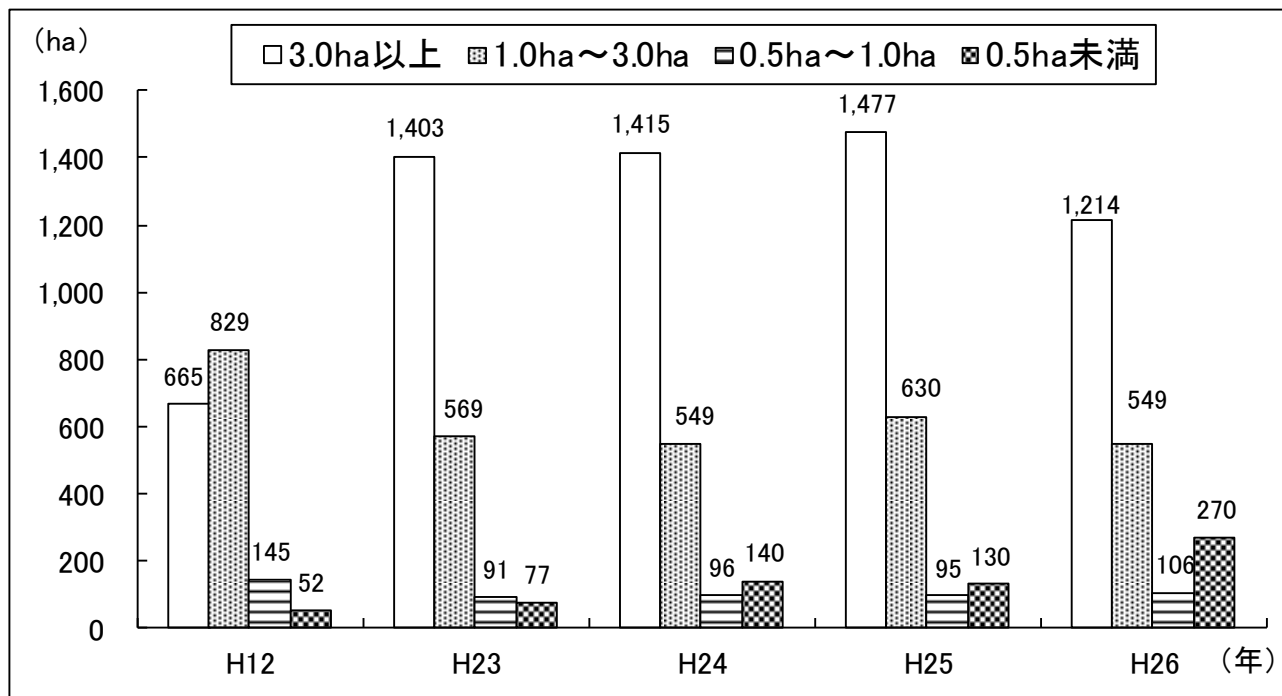
資料) 県農林水産部調べ

(賃借権の設定は3ha以上の経営規模の担い手に集中、設定期間は短縮化の傾向)

基盤強化法による賃借権の設定については、3ha以上の経営規模の担い手の借入れが多くなっている。

(図Ⅱ-4-(6))

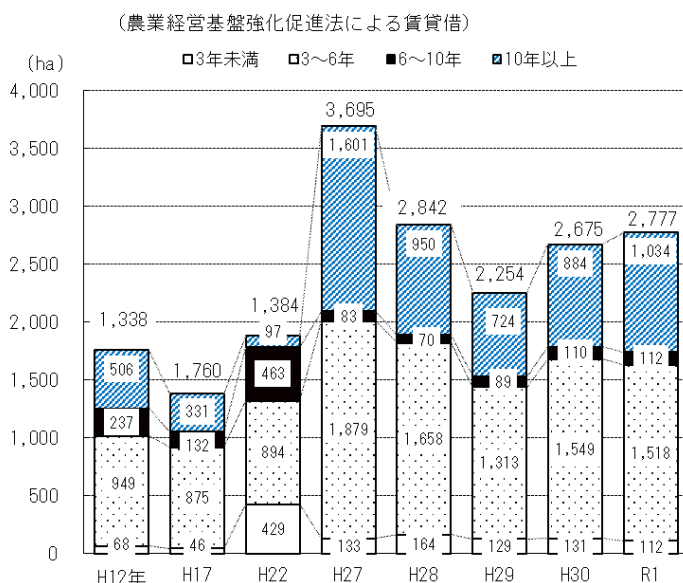
図Ⅱ-4-(6) 農地の経営規模別賃借権設定面積



資料) 県農林水産部「農地権利移動・借賃等調査」
※平成27年からは調査を中止

また、賃借権の設定期間を見ると、近年、6年以上の設定期間の長い利用権が増加し続けており、令和元年（2019年）では約41%を占めている。（図Ⅱ-4-(7)）

図Ⅱ-4-(7) 期間別賃借権設定面積



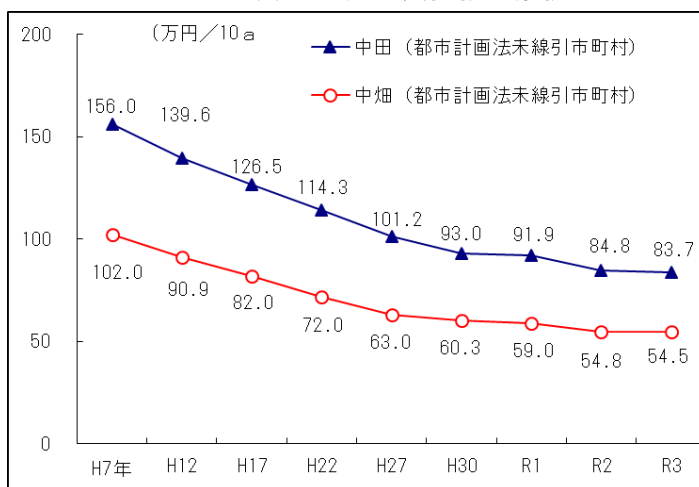
資料) 県農林水産部「農地権利移動・借賃等調査」

(農地の価格は下降)

令和3年（2021年）の耕作目的の農地価格は、純農業的な地域である「都市計画法による市街化区域の線引きが行われていない市町村の農用地区域内」における県平均の農地価格で表すと、10a当たり中田で83.7万円、中畑で54.5万円となっており、対前年比でそれぞれ1.3%、0.5%の下降を示している。

(図Ⅱ-4-(8))

図Ⅱ-4-(8) 田畑売買価格の推移



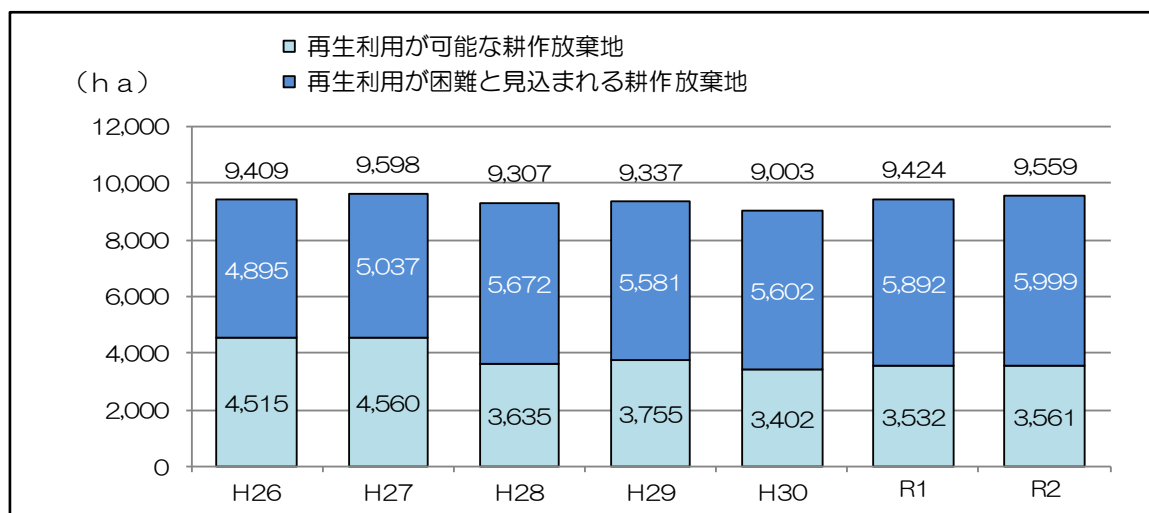
資料) 県農業会議「田・畑売買価格等に関する調査」
注) 農用地区域内の自作地を自作地として売買する場合の価格

第3 耕作放棄地の動向

(耕作放棄地面積は一定の状況が続く)

本県の耕作放棄地の面積は、令和2年(2020年)に9,559haと平成24年(2012年)の調査開始からほぼ一定の状況で推移している。(図Ⅱ-4-(9))

図Ⅱ-4-(9) 耕作放棄地の推移

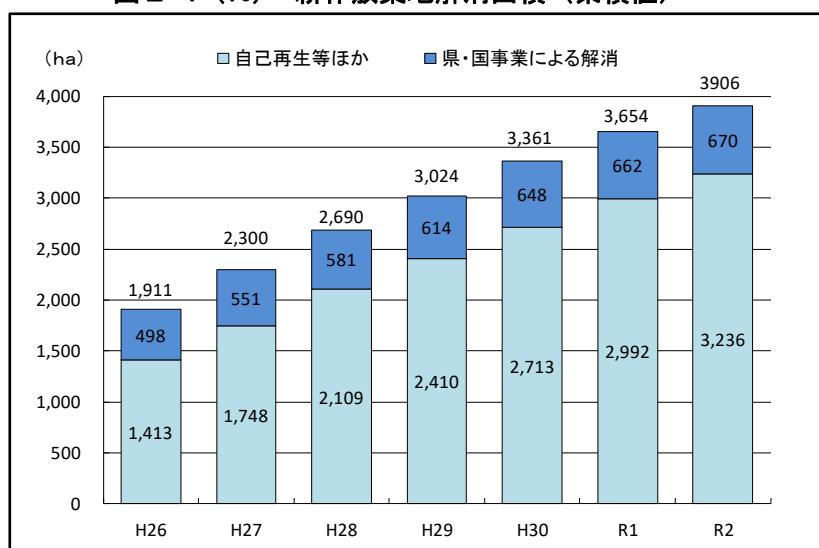


資料) 農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

注) 各項目の数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。

耕作放棄地の解消に向けて、県や国の解消事業、企業による農業参入及び自己再生など、多様な取組みが広がっており、平成20年度(2008年度)から令和2年度(2020年)までに3,906haの解消が図られた。(図Ⅱ-4-(10))

図Ⅱ-4-(10) 耕作放棄地解消面積(累積値)



資料) 県農林水産部調べ

注) H20~25年度までの6カ年度分(累計1,659ha)は、グラフから省略しているが、H20年度からの累計を掲載

注) 各項目の数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。

注) 国事業は平成30年度で終了

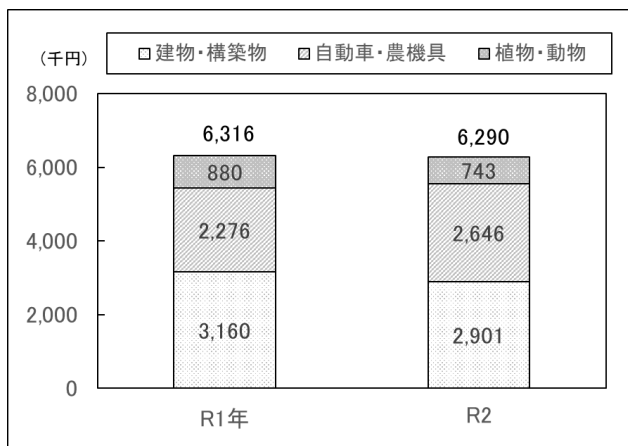
第5節 農業投資及び金融の動向

第1 農業固定資産の動向

(農業固定資産額は横ばい)

農業固定資産の動向を見ると、令和2年(2020年)の個人経営体当たりの農業固定資産額(土地を除く)は、前年と比べ、建物・構築物、植物・動物かなり減少した一方、自動車・農機具はかなり増加し、農業固定資産額全体は横ばい(前年比99.6%)となった。(図Ⅱ-5-(1))

図Ⅱ-5-(1) 農業固定資産額(個人経営体当たり)の推移



資料) 農林水産省「農業経営統計調査」九州平均値

注) 農業固定資産とは、農業に係る有形固定資産のうち土地を除いた合計(自動車・農機具、建物・構築物、植物・牛馬)をいう。

第2 農業農村整備投資の動向

(国のNN(注)事業関係予算の回復と共に、本県のNN投資額も回復傾向)

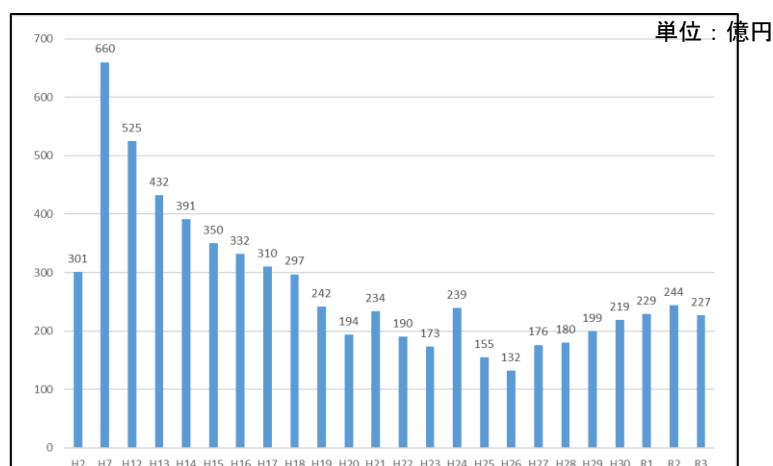
本県のNN投資額は、平成2年度(1990年度)以降、経済対策やUR関連対策等を実施し、平成10年度(1998年度)までは増加したものの、それ以降は公共预算の削減などの影響もあり、減少傾向にあった。

しかし、近年は国のNN事業関係予算がTPP対策や国土強靱化対策としての補正予算措置等により回復傾向にあることから、本県のNN投資額についても、同様に回復傾向にある。令和3年度(2021年度)のNN投資額は、前年度より17億円減(前年度比93%)の227億円となった。

(図Ⅱ-5-(2))

引き続き、農地の基盤整備や農業水利施設の老朽化対策などを計画的に推進していく。

図Ⅱ-5-(2) NN投資額の推移



資料) 県農林水産部調べ

注) NNとは、「農業農村整備」の略称。

注) 県予算のうち、土地改良費と農地防災事業費を集計したものであり、多面的機能支払交付金等のソフト事業やその他単県事業を含む。

第3 スマート農業機械の普及の動向

県では、人口減少が進む中、P（価格）・Q（生産量）・C（コスト）の最適化による「稼げる農業」の加速化に向け、スマート農業の活用が重要であるため、「農作業の効率化」、「収量・品質の向上」、「誰もが実践可能な農業技術」の3つの視点で、現地実証や試験研究、若い世代への啓発を展開しながら、スマート農業を活用した次世代型農業先進県を目指している。

生産現場では、生産コストの低減や高付加価値化による収益性向上に向けた施設整備や機器の導入が進んでいる。

1 施設園芸 環境制御機器

ほ場やハウス内外の環境（温湿度、日射量、風速、CO₂濃度等）を各種センサーで自動測定し、タブレット等において確認ができる。また、自動で天窓の開閉やかん水等を実施することができる。（表Ⅱ-5-(1)）

表Ⅱ-5-(1) 環境制御機器を導入した施設数及び面積

年度	品目	規模（棟）	面積（ha）
H27	トマト	5	1.4
H28	トマト	45	13.5
H29	トマト	45	12.3
	ナス	10	2.3
	キュウリ	3	0.6
H30	トマト	20	5.8
	ナス	3	0.8
	イチゴ	2	0.5
R元	トマト	9	3.2
R2	トマト	3	1.0
	ナス	6	1.2
R3	トマト	4	0.8
計		155	43.4

資料）県農林水産部調べ

図 環境制御機器



2 作物 ドローン

農薬や肥料の散布ができる。ドローンは、取扱いが容易で比較的安価であることから、地域営農組織や個人での導入が進んでいる。（表Ⅱ-5-(2)）

表Ⅱ-5-(2) ドローンの導入状況

名称	R3	用途（効果）
ドローン	153台	米麦等の病虫害防除

資料）県農林水産部調べ

図 ドローンによる散布



3 畜産 ロボット、装置

搾乳ロボットは、酪農において欠かせない作業である搾乳作業を自動で行う装置。自動給餌器とセットになっており、乳牛がエサを求めて搾乳ロボット内に入ることで搾乳が開始される。県内においてはR3年末時点で50台導入されている。(表Ⅱ-5-(3))

表Ⅱ-5-(3) 畜産分野のロボット・装置の導入状況

名 称	R3	用 途 (効 果)
搾乳ロボット	50 台	乳用牛の搾乳作業を自動化
ほ乳ロボット	281 台	子牛のほ乳作業を自動化

資料) 県農林水産部調べ

図 畜産分野で導入が進むロボット



(搾乳ロボット)



(ほ乳ロボット)

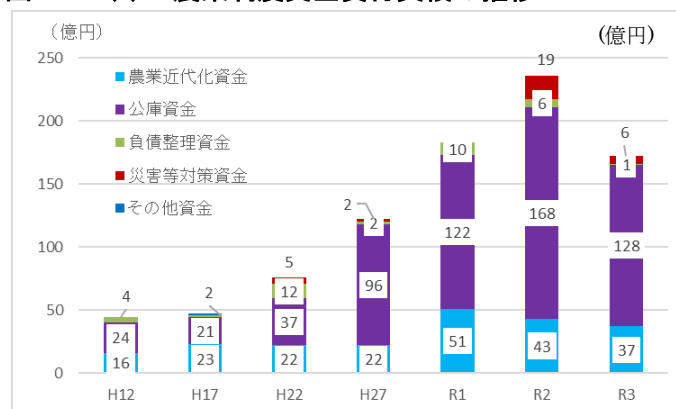
第4 農業金融の動向

農業制度資金の貸付実績は、平成3年（1991年）をピークに減少傾向が続いた後、平成19年度（2007年度）から平成29年度（2017年度）にかけては前向き資金における認定農業者向けの金利負担軽減措置等の効果もあり、増加傾向で推移していたが、令和元年度（2019年度）は前年度とほぼ同水準となり、令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス対策緊急支援資金等の貸付により前年比129%増で推移した。

令和3年度（2021年度）についても、新型コロナウイルス感染症の影響等により、県の設備投資資金である農業近代化資金の融資実績は前年度から約14%減少、日本政策金融公庫の設備投資資金である農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）は約4%減少した。

また、災害等対策資金のうち、新型コロナウイルス対策緊急支援資金は約6.3億円、既存の運転資金である日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金は約13億円の貸付実績となった。（図Ⅱ-5-(4)、巻末表Ⅱ-5-(2)）

図Ⅱ-5-(4) 農業制度資金貸付実績の推移



資料) 県農林水産部調べ

1 農業近代化資金

(新型コロナウイルス感染症の拡大により貸付けが減少)

農業近代化資金の令和3年度（2021年度）の承認実績は、新型コロナウイルス感染症の拡大により前年度から約14%減少した。

2 日本政策金融公庫資金

(農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の貸付けがやや減少した一方、運転資金である農林漁業セーフティネット資金は高水準で推移)

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、令和3年度（2021年度）における農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の承認実績は前年比約96%とやや減少した。

その一方で、運転資金である農林漁業セーフティネット資金の承認実績は前年比約24%にとどまったものの、依然として高水準で推移した。

3 農業経営負担軽減支援資金・畜産特別資金

(負債整理資金の貸付けは減少)

負債整理資金の貸付は畜産経営体質強化支援資金の実績がなく、減少した。また、農業経営負担軽減支援資金及び大家畜・養豚特別支援資金の貸付は、例年並みの貸付実績となった（両資金合わせて約0.6億円）。

4 災害等対策資金

(鳥インフルエンザ対策経営安定資金)

令和3年度(2021年度)は、高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、影響を受けた畜産農家が既存の資金を借り入れる場合に、市町村及び県の利子補給による金利負担軽減を図ることで、経営の継続、維持、又は再開を支援する仕組みを整備した。